

令和 8 年度徳島県観光入込客統計基礎調査 仕様書

1 事業の目的

観光庁が示した全国共通基準による「観光入込客統計」の基礎データを調査し、交通手段、平均訪問地点数、観光消費額、来訪意向等を把握することにより県内観光のニーズ及び課題等を的確に把握するとともに、今後の効果的な観光施策立案と各施策の円滑な遂行の参考とする。

2 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

3 業務内容

（１）令和 8 年度徳島県観光入込客統計基礎調査の実施

①調査地点

次の県内観光地点 10 地点

県東部	・ 阿波おどり会館 ・ 大塚国際美術館 ・ 渦の道 ・ あすたむらんど徳島
県南部	・ 太龍寺ロープウェイ ・ 日和佐うみがめ博物館カレッタ
県西部	・ 脇町うだつの町並み ・ 徳島道・吉野川サービスエリア（上り・下り） ・ 祖谷のかずら橋 ・ 大歩危峡まんなか

②調査方法等

- ・ 各地点で調査員 2 名程度による対面聞き取り調査とする。
- ・ 各調査地点で 2 回実施すること。ただし、令和 8 年 12 月末までに 1 回、令和 9 年 1 月から 3 月までの間に 1 回とする。
- ・ 実施日は、観光入込客の平均的な訪問地点数、観光消費額単価が把握可能な任意の休日とし、実施日は各調査地点でできる限り同日、難しい場合は近い日程にて実施するように計画し、最終的には県と協議のうえ決定するものとする。

なお、悪天候や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動制限等、県の責めによらない事由により、調査日程を変更した場合は、提案事業者において、調査協力施設と日程調整等を行うこと。

③調査サンプル数

- ・ 1 回の調査当たり、10 地点合計で 3000 サンプル回収を目安とする。

※サンプル数は回収票数ではなく、回答者と同行者の数の合計とする。

〈例〉 4 人(本人を含む同行者数) × 75 票(回収票数)=300 サンプル

※全ての設問に対して有効に回答している調査票を有効サンプルとし、無効票が出ることを想定して多めに回収すること。

④調査項目

- ・ 調査項目は別紙様式を基本とする。
- ・ 委託者との協議のうえ、質問項目は維持しつつ、調査協力が得られやすい形式への編集ができるものとし、受託者において用意すること。なお、本県観光のニーズ等を把握するための調査内容を追加することがある。

⑤調査における留意事項

- ・ 業務の実施に当たっては、委託者と十分協議・連絡を取り、その指示及び監督を受けること。
- ・ 調査員に対して、対面聞き取り調査での接遇やアンケートの記入方法・注意事項等について十分説明を行い、適正な調査が行えるようにすること。
- ・ 業務は、委託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて委託者と協議の上、対応すること。
- ・ 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処すること。
- ・ 事故等により発生した損害は受託者が負担すること。ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、負担額は委託者と受託者で協議して決定する。
- ・ 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり委託業務以外の目的に使用しないこと。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ・ 人材派遣会社等へ再委託しても差し支えない。
- ・ 回収率を上げるためノベルティを配布することは可とする。その場合、内容は事前に委託者と協議すること。

(2) 調査サンプルのデータ化

①調査サンプルのデータ化

- ・取得した調査サンプルについて、Excel 形式にてデータ化を行うこと。
- ・データ化の様式については任意様式とするが、質問に対する回答が分かるよう、様式の形式には留意すること。

4 納入成果物

本業務の納入成果物および提出期限は下表のとおりとする。

成果物	提出期限	内容等
調査データ	令和 9 年 3 月 31 日	・ 電子媒体 (Excel)
実施報告書	令和 9 年 3 月 31 日	・ A4 紙媒体

5 契約不適合責任

引き渡された本件目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、受託者に対し、履行の追完を請求することができることとする。なお、契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

6 留意事項

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存すること。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条および第 28 条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有す

る著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。